電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項

第61期（2025年10月１日～2026年９月30日）

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

株式会社マミーマートホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社「企業理念」、「内部統制システムの整備に関する基本方針」により、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提としております。また、コンプライアンス委員会を設置し、全従業員が直接コンプライアンス委員会に報告することを可能とする「ホットライン」を設け、コンプライアンス体制を整備しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書規程に従い文書または電子媒体に記録し保存しております。取締役及び監査役は、必要に応じていつでもこれらの文書、電子媒体を閲覧できる体制を取っております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

ロ．取締役会の他に経営効率を向上させるために取締役・執行役員・主要部室長・子会社社長で構成されるグループ経営会議を毎月２回実施し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

ハ．取締役を含む全従業員が共有する中期経営計画を策定し、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定を行い、継続的に業績管理を実施しております。

④ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社においても、グループ会社全体で法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提としております。

ロ．グループ会社各代表取締役は、その管理の進捗状況を定期的に当社グループ経営会議にて報告しております。

ハ．当社及びグループ会社各社は、反社会的勢力に対し関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断します。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、統括経営監査部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に対して、取締役、統括経営監査部長等の指揮命令を受けないこととし、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、人事異動、人事評価に関する監査役の意見は尊重されます。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備しております。また、当社監査役への報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の意思決定機関である取締役会並びに経営会議に出席し、必要に応じて質問をする等その運営・執行状況を直接的に確認しております。また、監査役会は各業務執行取締役及び重要な各個人からの個別ヒアリングの機会を設けるほか、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換できるようにしております。

また、監査役の職務の執行について生じる費用等の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行う体制を整備しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用の状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行について

当社及びグループ会社における職務執行の状況等の把握については、取締役会、グループ経営会議等をはじめとした各種会議を通じて最適な方法で情報を取得し、取締役及び使用人の職務の執行が定款に適合するよう監督を行いました。

取締役会においては、社外取締役３名、社外監査役３名を含む14名が出席し、当事業年度に開催した取締役会にて上程された各議案について、活発な意見交換を行う審議及び決議を行っております。また、重要な業務執行に関する意思決定のみならず、業務執行状況等についての適切な分析評価といった監督も行い、意思決定機能のみならず監督機能の実効性確保にも努めております。

② リスクマネジメント体制の構築について

当社はリスク管理規程に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にしております。

また、統括経営監査部はリスク管理状況の監査を実施し、内部調査の結果を取締役会にて報告いたしました。

③ コンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス規程・コンプライアンスマニュアルを策定しており、コンプライアンスの遵守に努めております。また、従業員の意識を高めるために、誰にでも親しみやすく理解しやすい漫画を社内で作成し、全従業員に回覧しております。

④ 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を12回開催し、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席をし、取締役の職務執行について厳正な監視を実施いたしました。

連結株主資本等変動計算書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：百万円）

区分	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年10月１日残高	2,660	2,890	38,412	△2,042	41,921
剰余金の配当			△1,130		△1,130
親会社株主に帰属する当期純利益			5,530		5,530
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
譲渡制限付株式報酬		7		4	12
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					―
連結会計年度中の変動額合計	―	7	4,400	4	4,412
2026年９月30日残高	2,660	2,898	42,813	△2,037	46,334

区分	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2025年10月１日残高	236	215	451	43	42,416
剰余金の配当					△1,130
親会社株主に帰属する当期純利益					5,530
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△0
譲渡制限付株式報酬					12
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	291	65	356	△43	313
連結会計年度中の変動額合計	291	65	356	△43	4,726
2026年９月30日残高	527	281	808	―	47,143

（注）百万円未満の端数は切捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数……３社

連結子会社の名称……㈱マミーマート、彩裕フーズ㈱、マミーサービス㈱

② 非連結子会社の名称……該当事項はありません。

当連結会計年度において、新設分割により設立した株式会社マミーマートを連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……生鮮食品は最終仕入原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

生鮮食品を除く店舗の商品は売価還元法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

生鮮食品を除く物流センターの商品は移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）
……定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準
貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項
(1) 重要な収益及び費用の計上基準
イ．商品の販売に係る収益認識
当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に店舗における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。
なお、商品の販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。
ロ．ポイント制度に係る収益認識
当社グループは、商品の販売時に自社ポイントを付与するサービスの提供は、付与したポイントを履行義務として識別、将来の失効見込み等を考慮して履行義務に配分した取引価格を契約負債として収益から控除して繰り延べ、顧客のポイント利用に従い収益を認識しております。商品の販売（収益の計上）を伴わないポイント付与は、将来利用されると見込まれる金額を費用としております。
なお、販売時に他社ポイントを付与するサービスの提供については、付与したポイントに係る他社への支払額を控除して収益を認識しております。
ハ．回数券に係る収益認識
当社グループは、その他事業（温浴事業）において発行した回数券を履行義務として識別し、回数券が使用された時点で収益を認識しております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ．未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ニ．小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社の一部で、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続について

譲渡制限付株式報酬制度‥‥当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2．会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	減損損失計上額
有形固定資産	64,665	330
無形固定資産	550	－
投資その他の資産	38	－
合計	65,254	330

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ．算出方法

当社グループでは、店舗・賃貸不動産を物件ごとに独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や経営環境が著しく悪化している場合等に減損の兆候がある店舗・賃貸不動産とし、減損の兆候がある店舗・賃貸不動産については、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たなかった場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは翌連結会計年度以降の事業計画に基づいて算定しております。

ロ．主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上高、人件費、家賃及び売上総利益率になります。売上高については、前期実績率や予算達成率を考慮して将来の売上高を見込んでおります。人件費、家賃については、過年度の削減実績に基づき、店舗ごとに確度の高い削減案を見込む場合があります。売上総利益率については、過年度の実績をベースとして、全店舗の売上総利益率等を考慮して見込んでおります。

ハ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、将来予測に関する見積りについては不確実な経営環境の変動等により、回収可能価額が減少し、翌連結会計年度における減損損失の発生に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 資産除去債務

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
資産除去債務	1,135	1,139

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ．算出方法

当社グループでは、店舗及び工場等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等につき、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込期間に対応した割引率で割引いた金額を資産除去債務として計上しております。

ロ．主要な仮定

資産除去債務の見積りの基礎となる主要な仮定は、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フロー及び使用見込期間になります。

有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの見積りは、過去における原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者等の第三者からの情報等に基づいております。使用見込期間は、主に過去の使用実績に基づいて決定しております。

ハ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

資産除去債務の履行時期を予測することや将来の最終的な除去費用を見積ることは不確実性が伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	36,516百万円
(2) 賃貸不動産の減価償却累計額	167百万円
(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
①担保に供している資産	
建物及び構築物	261百万円
土地	1,922百万円
借地権	1百万円
投資有価証券	13百万円
計	2,198百万円
②担保に係る債務	
買掛金	2,248百万円
短期借入金	5,500百万円
計	7,748百万円

(4) 顧客との契約から生じた契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債は「その他の流動負債」に含まれております。契約負債の金額は、連結注記表「７．収益認識に関する注記(3)① 契約負債の残高」に記載しております。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	10,796,793株	43,187,172	－	53,983,965株
合計	10,796,793株	43,187,172	－	53,983,965株

(注)当社は、2025年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数が43,187,172株増加しております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年11月14日取締役会	普通株式	630百万円	63円00銭	2025年９月30日	2025年12月22日
2026年５月15日取締役会	普通株式	500百万円	10円00銭	2026年３月31日	2026年６月９日

(注) 当社は、2025年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っておりますが、2025年９月30日を基準日とする配当につきましては、当該株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	１株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2026年11月13日取締役会	普通株式	利益剰余金	605百万円	12円10銭	2026年９月30日	2026年12月21日

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸契約における敷金及び保証金であります。

貸付金は土地所有者への建物建設等に伴い預託した資金であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

リース債務は、主に店舗の出店の際に締結した賃貸借契約に基づくものであり、一部は変動金利となるため、金利の変動リスクに晒されております。

長期預り保証金は、当社グループ店舗へ出店しているテナントからの受入敷金・保証金であり、契約満了時に返還が必要になります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権については、債権管理規程に従い、取引先相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ．市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、金利等の変動リスクに対して、長期借入と短期借入を併用管理することにより、管理を行っております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は各担当部署からの報告に基づき、経理部門において適時に資金繰計画を作成するなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから注記を省略しております。また、市場価格のない株式等は次表に含めておりません。((注１)参照)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)投資有価証券 その他有価証券 株式(注１)	912	912	－
(2)差入保証金	5,936	5,835	△100
(3)貸付金(注２)	5,310	4,752	△557
資産計	12,158	11,500	△657
(1)リース債務(注３)	17,005	15,735	△1,270
(2)長期預り保証金	1,248	1,129	△119
負債計	18,253	16,864	△1,389

(注１) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	38

(注２) 「(3)貸付金」には、１年以内回収予定の貸付金に含めて表示しております。

(注３) 「(1)リース債務」には、１年以内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注４) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,924	－	－	－
売掛金	5,673	－	－	－
差入保証金	247	559	293	4,835
貸付金	392	1,448	1,368	2,100
合計	9,237	2,008	1,661	6,935

（注５）リース債務の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
リース債務	1,405	1,429	1,450	1,377	1,362	9,980

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	912	－	－	912

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	5,835	－	5,835
貸付金	－	4,752	－	4,752
資産計	－	10,588	－	10,588
リース債務	－	15,735	－	15,735
長期預り保証金	－	1,129	－	1,129
負債計	－	16,864	－	16,864

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

貸付金

貸付金の時価は、元利金の合計額と当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

６．資産除去債務に関する注記

(1)資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ．当該資産除去債務の概要

主に店舗用土地建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ．当該資産除去債務の金額の算定方法

有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの見積りは、過去における原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者等の第三者からの情報等に基づいております。使用見込期間は、主に過去の使用実績に基づいて決定しております。

使用見込期間を取得から賃借期間終了日まで（賃借期間は主に20年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ．当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 （自　2025年10月１日 至　2026年９月30日）
期首残高	1,135百万円
時の経過による調整額	3百万円
期末残高	1,139百万円

(2) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、主に店舗用土地建物の不動産賃貸借契約に基づき、賃借した土地建物の返還時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務の一部については、関連する賃借資産の賃借期間が明確でなく、将来店舗を閉鎖する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

7．収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合計
	スーパーマーケット事業	（注）	
商品の販売（売上高）	228,463	480	228,944
その他（営業収入）	817	29	846
顧客との契約から生じる収益	229,281	509	229,791

（注）(1)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、温浴事業と葬祭事業であります。

(2)連結損益計算書上の営業収入に含まれる顧客との契約から生じる収益以外の収益は、当連結会計年度において1,399百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(4)会計方針に関する事項　④その他連結計算書類の作成のための重要な事項　(1)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

契約負債（期首残高）	30百万円
契約負債（期末残高）	29百万円

連結貸借対照表上、契約負債は「流動負債　その他」に計上しております。契約負債は、当社グループが付与したポイント及び販売した回数券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

2026年９月30日現在、回数券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は27百万円であります。当社グループは、当該残存履行義務について、回数券が使用されるにつれて今後１年～２年の間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、当初の予想期間が１年以内の契約であるものについては、実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　942円44銭

(2) １株当たり当期純利益　110円58銭

(注) 当社は、2025年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

（会社分割による持株会社体制への移行）

当社は、2025年10月１日を効力発生日として、当社が営むスーパーマーケット事業を会社分割によって新設する「株式会社マミーマート」に承継させ、持株会社体制へと移行いたしました。なお、同日付にて当社は「株式会社マミーマート」から「株式会社マミーマートホールディングス」に商号を変更しております。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

名　　称：スーパーマーケット事業

事業の内容：食料品・日用品等の小売販売

② 企業結合日

2025年10月１日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社、株式会社マミーマートを承継会社とする新設分割

④ 結合後企業の名称

株式会社マミーマート

⑤ 企業結合の目的

当社グループの今後の更なる成長のため、スーパーマーケット事業の運営とグループ会社全体の管理とを分離し、持株会社と事業子会社の役割・権限を明確化することで、グループガバナンスの更なる強化及びグループ全体の経営効率の向上を図ることを目的として、持株会社体制に移行いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

株主資本等変動計算書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：百万円）

区分	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						任意積立金	繰越利益剰余金			
2025年10月１日残高	2,660	2,856	29	2,885	220	9,161	21,079	30,462	△2,042	33,966
剰余金の配当							△1,130	△1,130		△1,130
当期純利益							805	805		805
譲渡制限付株式報酬			7	7					4	12
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										―
事業年度中の変動額合計	―	―	7	7	―	―	△325	△325	4	△312
2026年９月30日残高	2,660	2,856	37	2,893	220	9,161	20,754	30,137	△2,037	33,653

区分	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年10月１日残高	236	236	34,202
剰余金の配当			△1,130
当期純利益			805
譲渡制限付株式報酬			12
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	291	291	291
事業年度中の変動額合計	291	291	△21
2026年９月30日残高	527	527	34,180

（注）百万円未満の端数は切捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記等

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要な収益及び費用の計上基準

イ．関係会社受取事務手数料

当社は子会社に対し経営管理業務を提供しており、当該サービス提供に係る対価を関係会社受取事務手数料として計上しております。

当該履行義務は一定期間にわたり充足されるため、契約期間にわたり収益を認識しております。対価は、履行義務を充足してから通常１ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ．不動産賃貸料

不動産賃貸料は、主としてテナントや子会社に対する土地・建物等の賃貸に係るものであります。

当該収益は、「リース取引に関する会計基準」等の適用対象であり、「収益認識に関する会計基準」の適用対象外であります。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

③関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続について

譲渡制限付株式報酬制度‥‥当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2．会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	減損損失計上額
有形固定資産	26,908	－
無形固定資産	193	－
投資その他の資産	25	－
合計	27,126	－

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ．算出方法

当社は、スーパーマーケットなどの小売業を営む子会社の店舗・賃貸不動産を物件ごとに独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や経営環境が著しく悪化している場合等に減損の兆候がある店舗・賃貸不動産とし、減損の兆候がある店舗・賃貸不動産については、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たなかった場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは翌事業年度以降の事業計画に基づいて算定しております。

ロ．主要な仮定

店舗の将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、将来見込賃貸損益の 基礎となる店舗ごとの売上高、人件費、家賃及び売上総利益率になります。

ハ．翌事業年度の計算書類に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、将来予測に関する見積りについては不確実な経営環境の変動等により、回収可能価額が減少し、翌事業年度における減損損失の発生に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　　9,130百万円

関係会社短期貸付金　7,000百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ．算出方法

市場価格のない関係会社株式は、実質価額（１株当たり純資産額）が取得価額に比べ著しく下落した場合、事業計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。

関係会社に対する債権については、関係会社の財政状態の悪化により回収可能性に疑義が生じた場合には、債権の区分に基づき貸倒引当金を計上しております。

ロ．主要な仮定

市場価格のない関係会社株式の回復可能性及び債権の回収可能性の判断については、関係会社の過年度における損益の状況、債権の回収状況並びに将来の事業計画等に基づいて検討しております。

ハ．翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の不確実な経済条件の変動等により事業計画等の見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の減損処理及び債権に対する貸倒引当金の計上による損失が発生する可能性があります。

３．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、「流動資産」の「未収入金」に含めていた関係会社への債権（前事業年度1,610百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より「流動資産」の「関係会社短期貸付金」及び「関係会社未収入金」に計上しております。

前事業年度において、「流動負債」の「買掛金」及び「未払費用」に含めていた関係会社からの債務（前事業年度2,654百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より「流動負債」の「関係会社未払費用」に計上しております。

（損益計算書）

当社は、2025年10月１日付で持株会社体制へ移行したことから、同日以降はグループ会社の経営管理を主たる事業としております。これに伴い、損益計算書において、前事業年度までは「売上高」、「売上原価」としていた区分を、当事業年度からは「営業収益」、「営業原価」として区分しております。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債務

長期金銭債務	50百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	6,548百万円
(3) 賃貸不動産の減価償却累計額	1,604百万円

(4) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物	261百万円
土地	1,922百万円
借地権	1百万円
投資有価証券	13百万円
計	2,198百万円

②担保に係る債務

短期借入金	5,500百万円
計	5,500百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	4,050百万円
営業原価	1,088百万円
営業取引以外の取引	272百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する注記

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	794,049	3,176,196	8,526	3,961,719
合計	794,049	3,176,196	8,526	3,961,719

（注）１．当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っているため、自己株式は増加しております。

２．自己株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるもの8,526株です。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金繰入限度超過額	8百万円
退職給付引当金繰入限度超過額	30百万円
役員退職慰労引当金繰入限度超過額	129百万円
減損損失	820百万円
減価償却超過額	697百万円
新設分割設立会社の株式に係る一時差異	1,645百万円
その他の未払税金	0百万円
その他	84百万円
繰延税金資産小計	3,417百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△952百万円
繰延税金資産合計	2,464百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△240百万円
未収還付事業税	△29百万円
差入保証金	△3百万円
その他	△13百万円
繰延税金負債合計	△287百万円
繰延税金資産の純額	2,177百万円

８．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱マミーマート	埼玉県東松山市	90	商品販売	100.0	兼任10名	不動産の賃貸借、管理業務の受託	関係会社受取事務手数料(注1)	1,326	関係会社未収入金	18
								関係会社受取賃貸料(注2)	2,556		
								賃料の支払(注2)	1,088	関係会社未払費用	9,478
								短期資金の貸付・回収(注3)（注4)	5,116	関係会社短期貸付金	7,000
								利息の受取(注4)	17		
子会社	彩裕フーズ㈱	埼玉県川越市	50	生鮮食品製造・加工販売	100.0	兼任3名	不動産の賃貸借、管理業務の受託	関係会社受取事務手数料(注1)	66	関係会社未収入金	8
								関係会社受取賃貸料(注2)	254		
子会社	マミーサービス㈱	埼玉県さいたま市	90	清掃・施設管理サービス・温浴事業・葬祭事業	100.0	兼任3名	管理業務の受託	関係会社受取事務手数料(注1)	13	関係会社未収入金	1

取引条件及び取引条件決定方針等

（注）１．管理業務の受託についての取引条件は、双方協議の上決定した価格によっております。

２．賃料は近隣の取引実勢等に基づき、協議の上決定しております。

３．取引金額の欄には期中平均残高を記載しております。

４．資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

５．取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	岩崎裕文	-	当社代表取締役社長	子会社株式の取得(注)	48	-	-

取引条件及び取引条件決定方針等

(注) 当社の連結子会社であるマミーサービス株式会社の株式20株を取得したものであり、取得価額は第三者機関の評価を勘案して決定しております。なお、本取得により同社は当社の完全子会社となっております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記等(4)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項①重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　683円31銭
(2) 1株当たり当期純利益　16円09銭

(注) 当社は2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

11. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

(会社分割による持株会社体制への移行)

連結計算書類　連結注記表「企業結合等関係」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月26日

株式会社マミーマートホールディングス
　取締役会　御中

海南監査法人
　東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　溝口俊一
指定社員 業務執行社員　公認会計士　秋葉陽

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マミーマートホールディングスの2025年10月1日から2026年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マミーマートホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月26日

株式会社マミーマートホールディングス
　取締役会　御中

海南監査法人
　東京事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　溝口俊一
指定社員
業務執行社員　公認会計士　秋葉陽

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マミーマートホールディングスの2025年10月1日から2026年９月30日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月26日

株式会社マミーマートホールディングス 監査役会

常勤監査役　石　黒　一　広　㊞

社外監査役　佐　世　　芳　㊞

社外監査役　岩　崎　厚　宏　㊞

社外監査役　池　原　元　宏　㊞

以　上